

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目 次	ページ
道人事委員会規則	
○職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則	1
○職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則	1
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	1
○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	3
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	3
○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	5
道人事委員会告示	
○準特地部局の指定の一部改正	6

道 人 事 委 員 会

職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則6-39

職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用の方法及び手続に関する規則（北海道人事委員会規則6-0）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「人事委員会を置く」を削り、同条第3号中「人事委員会を置く」及び「、公共企業体に属する職」を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則6-40

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則（北海道人事委員会規則6-6）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 規則第7条第3号に掲げる職（別表第1に掲げる職を除く。）で、人事交流を目的として派遣された者の採用に係る選考の実施

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則14-57

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14-1）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項を次のように改める。

知事部局	本 庁	部長 危機管理監 地域振興監 観光振興監 食の安全推進監 部次長 局長 担当局長 部室長 局室長 局センター長 室センター所長 技監 課長 担当課長 参事 部室次長 医療指導参事 医療参事 専門参事 課室長 課センター所長 主幹 代表課の庶務又は人事服務に係る事務を担当する主査 総務部総務課の庁舎の秩序維持に係る事務を担当する主査 大学法人運営支援室の北海道公立大学法人札幌医科大学への派遣職員の人事に係る事務を担当する主査 行政改革課の予算の執行等における改善措置、建設工事に係る入札契約手続の監視、行政改革大綱の策定及び推進又はPDCAサイクルに基づく行財政運営基本システムを推進管理し、組織、定数若しくは予算の配分に係る調整の事務を担当する主査 職員監等 人事課の主査 財政課の予算事務の総括に係る事務を担当する主査 法制文書課の文書館長及び人事服務に係る法規文書の審査事務、争訟事務又は損害賠償に係る事務を担当する主査 北方領土対策本部の本部長及び副本部長 秘書課の主査 副知事秘書 総合政策部総務課の知事及び副知事の職務執行の便に供するための資料及び情報の収集並びにこれらの整理に関する事務を専ら担当する主査
------	-----	--

	政策審議局の主査 総合研究機構運営支援室の地方独立行政法人北海道立総合研究機構への派遣職員の人事に係る事務を担当する主査 首席普及指導員 上席普及指導員 総括普及指導員 船長 収用委員会事務局の事務局長 会計管理者 出納局長 出納局次長 出納局室長 出納局センター長		開 拓 記 念 館	館長 副館長 部長 総務課長
			アイヌ民族文化研究センター	所長 副所長
			女性相談援助センター	所長 相談課長
総 合 振 興 局	総合振興局長 副局長 技監 部長 地域政策部及び産業振興部の課長、主幹及び課室長 総務係長 医療参事 保健福祉室長 保健福祉室次長 保健福祉企画課長 社会福祉課長 社会福祉課主幹 地域保健室長 地域保健室次長 企画総務課長 児童相談室長 地域支援課長 児童相談分室長 環境生活課長 環境生活課主幹 森林室長 森林室の次長及び管理課長 建設行政室長 建設行政室の参事 用地管理室長 事業室長 建設管理部各室の課長 建設指導課主幹 事業課施設保全室長 道税事務所所長及び課税課長 商工労働事務所長 農業改良普及センターの所長、次長（支所に置かれるものを除く。）及び支所長 耕地出張所長 社会福祉事務出張所長 地域保健支所長 建設管理部の出張所長及び事業所長 ダム建設事務所長 総合治水事務所長 空港管理事務所長		道 立 病 院	院長 副院長 事務長 庶務課長 総看護師長 副総看護師長
			道立精神科病院	院長 副院長 事務長 庶務課長 総看護師長 副総看護師長 所長
			衛 生 研 究 所	所長 副所長 センター長 部長 総務課長
			道 立 診 療 所	所長 事務長
			衛 生 学 院	学院長 課長 課長補佐
			高等看護学院	学院長 副学院長
			子ども総合医療・療育センター	センター長 事務長 小児医療監 療育監 相談支援室長 医療安全推進室長 企画総務課長 医療管理に係る事務を担当する主幹 相談支援課長 小児医療監又は療育監の下に置かれる部及びセンターの長 看護部長 副看護部長
振 興 局	振興局長 副局長 部長 地域政策部及び産業振興部の課長主幹及び課室長 総務係長 医療参事 保健福祉室長 保健福祉室次長 保健福祉企画課長 社会福祉課長 社会福祉課主幹 地域保健室長 地域保健室次長 企画総務課長 児童相談室長 児童相談室次長 地域支援課長 環境生活課長 環境生活課主幹 森林室長 森林室の次長並びに管理課長及び道民の森課長 建設行政室長 用地管理室長 事業室長 建設管理部各室の課長 事業課施設保全室長 農業改良普及センターの所長、次長（支所に置かれるものを除く。）及び支所長 社会福祉事務出張所長 地域保健支所長 建設管理部の出張所長		心身障害者総合相談所	所長 副所長 課長
			精神保健福祉センター	所長 事務長 部長
			身体障害者リハビリテーションセンター	所長 企画調整課長
東 京 事 務 所	所長 副所長 室長 支所長 課長 参事 主幹 行政課の庶務又は人事服務に係る事務を担当する主査 行政課の知事及び副知事の秘書の事務を担当する主査		肢体不自由児総合療育センター	院長 副院長 事務長 庶務課長 医療課長 総看護師長
			向 陽 学 院	院長 庶務課長 自立支援課長
道 税 事 務 所	所長 部長 課長 主幹		大 沼 学 園	園長 庶務課長 自立支援課長
消 防 学 校	校長 教頭 課長		計 量 検 定 所	所長 副所長 総務課長
北方領土対策根室地域本部	本部長 副本部長 北方領土対策室長 主幹		サハリン事務所	所長
原子力環境センター	所長 次長		高等技術専門学院	学院長 次長 分校長 庶務課長
			障害者職業能力	校長 次長 庶務課長

	開発校	
	農 業 大 学 校	校長 副校長 部長 課長
	病虫害防除所	所長 主幹
	漁 業 研 修 所	所長 副所長
	家畜保健衛生所	所長 次長
	食肉衛生検査所	所長 次長

別表教育庁の項本庁の事項中「課長」を「課長 担当課長」に改め、同項教育局の事項中「指導主幹」を「義務教育指導監」に、「課長」を「課長 室長」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1213

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-27）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「第7条の2」を「第6条第1項各号」に改め、同条第2項中「第7条の2の」を「第6条第1項各号に規定する」に改める。

第3条第1項中「第9条」を「第9条第1項第1号」に改め、「、食品政策課」及び「、環境科学研究センター」を削り、「、地質研究所、工業試験場、食品加工研究センター、農業試験場、畜産試験場、花・野菜技術センター、水産試験場、水産孵化場、林産試験場、林業試験場、北方建築総合研究所及び保健福祉事務所」を「並びに総合振興局及び振興局（以下「総合振興局等」という。）の保健環境部」に改め、同条第2項中「第9条」を「第9条第1項第1号」に改める。

第4条中「道路」を「道道」に改める。

第5条を削り、第6条第1項第1号中「防災消防課」を「危機対策課」に、「支庁」を「総合振興局等の」に改め、同項第2号中「若しくは建築局」を「、計画管理課若しくは建築整備課」に、「支庁」を「総合振興局等」に、「、建設指導課若しくは土木現業所建設指導課」を「若しくは建設指導課」に改め、同項第3号中「支庁」を「総合振興局等」に改め、同項第4号中「、道有林課若しくは林業試験場」を「若しくは道有林課」に、「支庁」を「総合振興局等」に、「森づくりセンター」を「森林室」に改め、同項第5号中「建築局」

を「計画管理課若しくは建築整備課」に、「支庁」を「総合振興局等」に改め、「若しくは土木現業所建設指導課」を削り、同項第6号及び第7号中「支庁」を「総合振興局等」に改め、「若しくは土木現業所建設指導課」を削り、同項第8号中「保健福祉事務所」を「総合振興局等の保健環境部」に改め、同項第9号中「支庁」を「総合振興局等」に、「森づくりセンター」を「森林室」に改め、同項第10号中「土木現業所」を「総合振興局等の建設管理部」に改め、同項第11号中「土木現業所」を「総合振興局等の」に改め、同項第12号を削り、同条第2項第1号中「支庁」を「総合振興局等」に改め、同項第2号中「支庁」を「総合振興局等」に、「土木現業所」を「建設管理部」に改め、同項第3号中「土木現業所」を「総合振興局等の建設管理部」に改め、同項第4号中「森づくりセンター」を「総合振興局等の森林室」に、「暗きよ」を「暗きよ」に改め、同項第5号及び第6号を削り、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第7条の2を削り、第7条の3を第7条とする。

第8条第1項中「第17条第1項に規定する人事委員会規則で定める感染症」を「第17条第1項第1号に規定する人事委員会規則で定める感染症」に、「、条例第17条第1項」を「、条例第17条第1項第4号」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 条例第17条第2項に規定する人事委員会規則で定める防疫救治作業手当の額は、同条第1項各号に規定する作業の区分に応じ、別表の第1号の欄に掲げる感染症又は家畜伝染病に係るものにあっては290円、同表の第2号の欄に掲げる感染症又は家畜伝染病に係るものにあっては220円とする。

第11条を次のように改める。

（社会福祉業務手当の支給範囲）

第11条 条例第29条第1項に規定する人事委員会規則で定める出先機関は、子ども総合医療・療育センター及び総合振興局等の保健環境部とする。

2 条例第29条第1項第5号に規定する人事委員会規則で定める者は、心身障害者総合相談所判定相談課、女性相談援助センター相談課、旭川肢体不自由児総合療育センター指導課、子ども総合医療・療育センター相談支援課又は総合振興局等の地域支援課若しくは児童相談分室に勤務する者とする。

第14条第1項中「第10条の4」を「第11条」に、「から第12条の6まで」を「、第12条の5」に、「給料支給日」を「給料の支給日」に改め、同条第2項中「第27条第2項、第29条第2項」を「第27条、第29条」に改める。

別記様式その2備考3の事項中「第10条第9項」を「第10条第6項」に、「第23条第9項」を「第23条第6項」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1214

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7－267）の一部を次のように改正する。

別表第 1 アの表本庁の項中「参事監」を 「地域振興監
観光振興監
食の安全推進監」に、

「局次長」を 「局次長
担当局長」に、「参事
医療参事」を 担当課長 に、
医療参事」

「

室長（課に置かれる室の長に限る。）	3 種（人事委員会が別に定める場合にあつては、2 種）
-------------------	-----------------------------

」を

「

室長（課に置かれる室の長に限る。）	3 種（人事委員会が別に定める場合にあつては、2 種）
上席普及指導員	3 種

」に改め、同表中支庁の項

から空港管理事務所の項までを次のように改める。

総合振興局及び振興局	局長 副局長 技監	1 種
	森林室長	1 種（人事委員会が別に定める場合にあつては、2 種又は 6 種）
	部長 室長（建設管理部に置かれる室の長に限る。）	2 種
	医療参事 室長（保健環境部に置かれる室の長に限る。）	2 種（人事委員会が別に定める場合にあつては、3 種）
	道税事務所長	2 種（人事委員会が別に定める場合にあつては、4 種）
	室次長 農業改良普及センター所長	3 種
	建設管理部出張所長	4 種（人事委員会が別に定め

	る場合にあつては、3 種）
課長（保健環境部及び森林室に置かれる課の長を除く。） 主幹（保健環境部及び建設管理部に置かれるものを除く。） 施設保全室長（人事委員会の定めるものに限る。） 道税事務所課長 道税事務所主幹 地域保健支所長 児童相談分室長 耕地出張所長 空港管理事務所長	4 種
課長（森林室に置かれる課の長に限る。）	4 種（人事委員会が別に定める場合にあつては、6 種）
課長（保健環境部に置かれる課の長で人事委員会の定めるものに限る。） 主幹（保健環境部に置かれる主幹で人事委員会の定めるものに限る。） 主幹（建設管理部に置かれるものに限る。）	5 種（人事委員会が別に定める場合にあつては、4 種）
主任技師（建設管理部に置かれるものに限る。） 社会福祉事務出張所長 商工労働事務所長 耕地出張所次長 建設管理部出張所次長 建設管理部出張所主幹 建設管理部出張所総合治水事務所長 建設管理部出張所事業所長 ダム建設事務所長 空港管理事務所次長	5 種
技術主幹 森林室事務所長 水産技術普及指導所長 水産技術普及指導所主幹 農業改良普及センター次長	6 種

	農業改良普及センター支所長 農業改良普及センター支所次長	
家畜保健衛生所	所長	4 種（人事委員会が別に定める場合にあつては、3 種）
	次長	5 種
	室長	6 種
食肉衛生検査所	所長	4 種（人事委員会が別に定める場合にあつては、3 種）
	次長	5 種

別表第 1 アの表札幌道税事務所の項中「課長」を「課長
担当課長」に改め、同表中環境科学研
究センターの項を次のように改める。

北方領土対策根室 地域本部	北方領土対策室長	2 種
	主幹	4 種

別表第 1 アの表衛生学院の項中

課長	2 種
----	-----

を

課長	2 種
参事	3 種

に改め、同表中地質研究

所の項、工業試験場の項及び食品加工研究センターの項を削り、札幌高等技術専門学院の項
及び高等技術専門学院（札幌高等技術専門学院を除く。）の項を次のように改める。

高等技術専門学院	学院長	2 種（人事委員会が別に定め る場合にあつては、1 種又は 3 種）
	次長	4 種（人事委員会が別に定め る場合にあつては、3 種）
	分校長	4 種
	課長	5 種

別表第 1 アの表中農業試験場の項、畜産試験場の項及び花・野菜技術センターの項を削り、
農業大学校の項の次に次のように加える。

病虫害防除所	主幹	4 種
--------	----	-----

別表第 1 アの表中水産試験場の項、水産孵化場の項、林産試験場の項、林業試験場の項及
び北方建築総合研究所の項を削る。

別表第 1 イの表本庁の項中「参事
医療参事」を「参事
担当課長
医療参事」に改め、同表教育局の項中「指導
医療参事」
主幹」を「義務教育指導監」に、「課長
主幹」を「課長
主幹」に改め、同表中近代美術館の項及び美
術館（近代美術館を除く。）の項を次のように改める。

美術館	副館長	1 種（人事委員会が別に定め る場合にあつては、4 種又は 5 種）
	学芸副館長	2 種
	部長	3 種

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1215

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則 7－357）の一部を次のように改正
する。

別表アを次のように改める。

ア 道職員給与条例関係

管 内	所 在 地	部 局 名	級 別 区 分
石狩振興局	石狩市厚田区厚田	石狩振興局産業振興部石狩地区水産技	1 級地

		術普及指導所	
胆振総合振興局	洞爺湖町岩屋	洞爺少年自然の家	1 級地
日高振興局	えりも町字庶野	庶野診療所	1 級地
檜山振興局	奥尻町字奥尻 奥尻町字球浦	檜山振興局産業振興部奥尻地区水産技術普及指導所 渡島総合振興局函館建設管理部奥尻出張所	4 級地
留萌振興局	羽幌町大字天売字和浦 羽幌町大字焼尻字東浜	天売診療所 焼尻診療所	6 級地
	遠別町字本町 1 丁目 天塩町新栄通 9 丁目 天塩町新栄通 9 丁目 天塩町新栄通 9 丁目 天塩町新栄通 9 丁目	留萌振興局留萌建設管理部遠別出張所 留萌振興局産業振興部留萌農業改良普及センター北留萌支所 留萌振興局保健環境部天塩地域保健支所 留萌振興局保健環境部天塩社会福祉事務出張所 留萌振興局森林室天塩事務所	1 級地
宗谷総合振興局	礼文町大字香深村字トンナイ 礼文町大字香深村字トンナイ 礼文町大字船泊村字ウエンナイホ 利尻町沓形字泉町 利尻町沓形字日出町 利尻富士町鬼脇字金崎 利尻富士町鴛泊字栄町 利尻富士町鴛泊字栄町	宗谷総合振興局産業振興部礼文地区水産技術普及指導所 香深診療所 宗谷総合振興局稚内建設管理部礼文出張所 宗谷総合振興局稚内建設管理部利尻出張所 宗谷総合振興局保健環境部利尻地域保健支所 鬼脇診療所 宗谷総合振興局産業振興部利尻地区水産技術普及指導所 宗谷総合振興局保健環境部鴛泊社会福祉事務出張所	5 級地
	浜頓別町中央北 浜頓別町南 2 条 2 丁目 浜頓別町緑ヶ丘 7 丁目	宗谷総合振興局保健環境部浜頓別地域保健支所 宗谷総合振興局森林室 宗谷総合振興局稚内建設管理部歌登出張所頓別事業所	1 級地

	浜頓別町緑ヶ丘 8 丁目 中頓別町字中頓別 枝幸町本町 枝幸町歌登西町 豊富町字上サロベツ	宗谷家畜保健衛生所 宗谷総合振興局産業振興部宗谷農業改良普及センター 宗谷総合振興局産業振興部稚内地区水産技術普及指導所枝幸支所 宗谷総合振興局稚内建設管理部歌登出張所 宗谷総合振興局産業振興部宗谷農業改良普及センター宗谷北部支所	
オホーツク総合振興局	斜里町ウトロ東 斜里町ウトロ西 遠軽町白滝	ウトロ診療所 環境生活部環境局自然環境課斜里町分室 白滝診療所	2 級地
釧路総合振興局	釧路市阿寒町阿寒湖温泉 2 丁目 浜中町茶内橋北東	阿寒湖畔診療所 釧路総合振興局産業振興部釧路農業改良普及センター釧路東部支所	2 級地 1 級地
	根室振興局	羅臼町栄町	環境生活部環境局自然環境課羅臼町分室

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第 7 号

平成19年北海道人事委員会告示第 2 号（準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、平成22年 4 月 1 日から適用する。

平成22年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

アを次のように改める。

ア 道職員給与条例関係

管 内	所 在 地	部 局 名
後志総合振興局	寿都町字渡島町 黒松内町字黒松内	後志総合振興局保健環境部寿都社会福祉事務出張所 後志総合振興局産業振興部後志農業改良普及センター南後志支所

	黒松内町字黒松内 蘭越町蘭越町 真狩村字真狩 共和町老古美 共和町宮丘 岩内町字清住 岩内町字相生	後志総合振興局小樽建設管理部蘭越出張所黒松内事業所 後志総合振興局小樽建設管理部蘭越出張所 後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所 後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所 原子力環境センター 後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室 後志総合振興局産業振興部後志南部地区水産技術普及指導所
胆振総合振興局	厚真町新町	胆振総合振興局室蘭建設管理部厚幌ダム建設事務所
日高振興局	日高町字緑町 平取町本町 平取町本町 浦河町向が丘西2丁目 新ひだか町静内とさわ町4丁目 新ひだか町静内こうせい町2丁目 新ひだか町静内こうせい町2丁目 新ひだか町静内こうせい町2丁目 新ひだか町静内旭町2丁目	胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所 日高振興局産業振興部日高農業改良普及センター日高西部支所 日高振興局森林室平取事務所 胆振総合振興局室蘭建設管理部浦河出張所 胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所静内総合治水事務所 日高振興局産業振興部日高地区水産技術普及指導所静内支所 日高振興局産業振興部日高農業改良普及センター 日高振興局保健環境部静内地域保健室 日高家畜保健衛生所
渡島総合振興局	松前町字建石 松前町字福山 松前町字福山 松前町字朝日 鹿部町字本別 森町字駒ヶ岳	渡島総合振興局函館建設管理部松前出張所 渡島総合振興局産業振興部渡島西部地区水産技術普及指導所 渡島総合振興局保健環境部松前社会福祉事務出張所 渡島総合振興局西部森林室 漁業研修所 森少年自然の家
檜山振興局	今金町字今金 今金町字今金 せたな町瀬棚区本町 せたな町北檜山区北檜山	檜山振興局保健環境部今金地域保健支所 渡島総合振興局函館建設管理部今金出張所 檜山振興局産業振興部檜山北部地区水産技術普及指導所 檜山振興局産業振興部檜山農業改良普及センター檜山北部支所
	せたな町北檜山区北檜山 せたな町北檜山区北檜山	檜山振興局保健環境部北檜山社会福祉事務出張所 檜山振興局森林室北檜山事務所
留萌振興局	羽幌町港町4丁目 羽幌町栄町 羽幌町寿町 羽幌町寿町 幌延町元町	留萌振興局産業振興部留萌北部地区水産技術普及指導所 羽幌病院 留萌振興局産業振興部留萌農業改良普及センター 留萌振興局留萌建設管理部羽幌出張所 留萌家畜保健衛生所
宗谷総合振興局	稚内市声間3丁目	宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室事業課
オホーツク総合振興局	北見市常呂町字栄浦 紋別市小向 斜里町文光町 清里町羽衣町 遠軽町大通北5丁目 遠軽町大通北5丁目 遠軽町大通北5丁目 遠軽町大通北5丁目 遠軽町福路1丁目 湧別町開盛 湧別町錦町 興部町字興部 興部町字興部 興部町字興部 大空町女満別中央 大空町東藻琴千草	常呂少年自然の家 オホーツク総合振興局網走建設管理部オホーツク紋別空港管理事務所 オホーツク総合振興局網走建設管理部斜里出張所 オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター清里支所 オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター遠軽支所 オホーツク総合振興局保健環境部遠軽社会福祉事務出張所 オホーツク総合振興局保健環境部遠軽地域保健支所 オホーツク総合振興局西部森林室遠軽事務所 オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所 網走家畜保健衛生所BSE検査室 オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター遠軽支所湧別分室 オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター紋別支所興部分室 オホーツク総合振興局西部森林室 オホーツク総合振興局網走建設管理部興部出張所 オホーツク総合振興局網走建設管理部女満別空港管理事務所 東藻琴食肉衛生検査所

十勝総合振興局	新得町字上佐幌西 3 線 新得町 3 条南 6 丁目 大樹町鏡町 大樹町字下大樹 大樹町字下大樹 広尾町公園通南 4 丁目 広尾町東 1 条11丁目 本別町北 1 丁目 本別町西仙美里 足寄町下愛冠 3 丁目 足寄町常盤 足寄町南 3 条 4 丁目 足寄町南 3 条 4 丁目 浦幌町字東山町 浦幌町字万年	十勝家畜保健衛生所西部 B S E 検査室 十勝総合振興局保健環境部新得地域保健支所 十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所 十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝南部支所 十勝総合振興局森林室大樹事務所 十勝総合振興局保健環境部広尾地域保健支所 十勝総合振興局産業振興部十勝地区水産技術普及指導所 十勝総合振興局保健環境部本別地域保健支所 農業大学校 十勝総合振興局帯広建設管理部足寄出張所 足寄少年自然の家 十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝東北部支所 十勝総合振興局森林室足寄事務所 十勝総合振興局森林室 十勝総合振興局帯広建設管理部浦幌出張所
釧路総合振興局	釧路市音別町川東 1 丁目 厚岸町若竹町 2 丁目 厚岸町梅香町 1 丁目 厚岸町愛冠 弟子屈町桜丘 3 丁目	釧路総合振興局森林室音別事務所 釧路総合振興局産業振興部釧路地区水産技術普及指導所 釧路総合振興局森林室 厚岸少年自然の家 釧路総合振興局釧路建設管理部弟子屈出張所
根室振興局	別海町別海緑町 別海町別海緑町 別海町別海緑町 中標津町東 1 条南 6 丁目 中標津町東 5 条北 3 丁目 中標津町東 5 条北 3 丁目 中標津町東 5 条北 3 丁目 中標津町北中 標津町北 4 条西 1 丁目	根室振興局産業振興部根室農業改良普及センター 根室家畜保健衛生所 根室振興局森林室 根室振興局保健環境部中標津地域保健室 根室振興局産業振興部根室農業改良普及センター北根室支所 根室振興局保健環境部中標津社会福祉事務出張所 釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所 釧路総合振興局釧路建設管理部中標津空港管理事務所 根室振興局産業振興部根室地区水産技術普及指導所標津支所